

# 厚生年金の知識

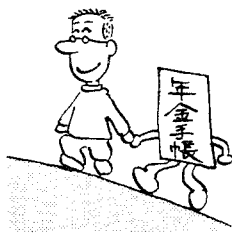
## 2

厚生年金保険に加入して、被保険者になると、「年金手帳」が交付されます。

「年金手帳」には、あなたの記号・番号のほか氏名・生年月日が記載されており、被保険者の「証明書」といえるものです。

同時に「年金手帳」は、被保険者の資格や、年金額算定の基礎となる標準報酬月額などを記録管理する際に使用する記号・番号の「通知書」でもあります。そして、この記号・番号は、転勤や転職をしても変更されることなく、一生を通じて使用するものです。

ですから、いったん退職した人が、再就職などによってふたたび被保険者の資格を得たときは、持っている「年金手帳」を新しい事業主に提出してください。



# 年金手帳

事業主は「被保険者資格取得届」に、年金手帳を添えて、社会保険事務所へ提出

することにしています。

こうした手続きを怠ると

別の記号・番号が設定され

て「年金手帳」が二重に交付

されることになり、給付を

受ける段にな

って一部の記録がもれたり、年金給付の決定が遅れたりすることになりかねません。

もし、同じ制度の記号番号を二つ以上もっているときは、「年金手帳」を持って社会保険事務所にいき、記号番号を一つにまとめる手続きをしてください。

なお、厚生年金保険の「年金手帳」は、船員保険と国民年金の三つの制度に共通するもので、転職などによって各制度間の移動したときに生じかねない加入期間の重複や、未加入期間の発生などを防ぐためのものです。

年金手帳を紛失したり汚したりしたときは、社会保険事務所に申し出て再交付を受けてください。

年金手帳は一生を通じて使えます。大切に保管しましょう。〈注〉従来の「被保険者証」は、順次、年金手帳に切り替えられています。まだ、そのまま持っている場合は、年金手帳と同一の性質、効果を持つものです。

## 提出時期が変わった現況届

国民年金の老齢年金、通常老齢年金を受けている方から提出していたが、現況届の提出時期が今年4月から変わりました。これまでは生まれた月に関係なく、どなたも毎年2月15日までに提出していただきましたが、今後はご本人の生まれ月の末日までに提出していただくことになりました。例えば、



7月生まれの方は、今月31日までに提出するわけです。現況届は、国民年金を受けている方が、引き続き年金を受けられるかどうかを調べる大切な手続きです。その提出を怠ると、年金の支給を止められることとなりますから、ご注意ください。現況届の用紙は、提出時期のおよそ1カ月前に社会保険庁からお送りしますので、必要な事柄をご記入のうえ、市役所または各出張所で証明を受けて社会保険庁へ返送してください。

## 老齢年金の裁定請求書を提出された方へ！

あなたから提出された請求書は市役所および社会保険事務所で納付記録等を照合、確認した後で社会保険庁へ送られます。社会保険庁では全国の社会保険事務所から送られてくる請求書について、その記載事項、保険料の納付記録などについて審査を行ない、年金が支給できるかどうかを決めます。一日も早く審査結果の通知書をあなたのもとにお届けするよう努力しておりますが、毎月約6万7万7万の請求書の審査を行っている関係から現在のところ市役所へ提出されてから約三ヶ月程度の期間を要しますので、ご承知願います。なお、通算老齢年金を請求された方については、半月程度日数が多くかかります。

## 福祉年金証書は8月までに！！

現在みなさんが持っている国民年金証書には7月分までの支払金額しか記入してありませんので、8月に支払を郵便局で受け取ったすぐに市役所へ証書を提出してください。もし、この証書を提出しないと、つぎの11月支払以降の金額が記入できず、支払いを受けることができなくなりますのでくれぐれもお忘れのないようお願いいたします。



## 社会福祉事業に寄附

去る5月24日、富士吉田下吉田八二〇―一四、一本杉企画（代表者井上三津義氏）より東部広域市町村の運営による養護老人ホーム大鶴楽生園に役立ててほしいと金三万円の寄附がありました。善意に感謝いたします。